1　地方独立行政法人制度においては、中期目標等による運営・評価のシステムが導入されており、運営費交付金のルール設定等財務関係においても一の中期目標等及びそれに基づく中期計画等の期間を一つの区切りとしているところである。そのような地方独立行政法人においては、運営費交付金等をこの中期目標等の期間の終了時に精算するという考え方に立っていることから、最終年度に損益計算上の利益が生じた場合であっても法第40条第３項の処理は行わないほか、目的積立金や前中期目標等期間繰越積立金が使用されずに残っていた場合は、中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）の利益処分時において、積立金に振り替えることを要するものである。

2　法第40条第４項に基づいて積立金を次の中期目標等の期間に繰り越すこととされている地方独立行政法人においては、利益の処分又は損失の処理に関する書類のほか、設立団体等納付金の計算書の作成を要する。当該計算書においては、中期目標の期間の最後の事業年度（申請等関係事務処理法人は毎事業年度）に係る利益処分を行った後の積立金の総額並びにその処分先である設立団体等納付金の額及び前中期目標等期間繰越積立金として次の中期目標等の期間に繰り越される金額を記載するものとする。

第95～第97　［略］

**第12節**　区分経理の会計処理

第98　区分経理に係る会計処理の原則

1　法第87条の12第１項に基づき設立団体以外の市町村の求めに応じて、当該市町村との協議により規約を定めた申請等関係事務処理法人にあっては、設立団体申請等関係事務処理業務及び関係市町村申請等関係事務処理業務（関係市町村が２以上ある場合には、各関係市町村申請等関係事務処理業務）ごとの財務諸表（以下「勘定別財務諸表」という。）と申請等関係事務処理法人全体の財務諸表（以下「法人単位財務諸表」という。）を作成しなければならない。この場合、申請等関係事務処理法人の業績評価に当たっては、法人単位財務諸表を基本とする。

2　同一環境下で行われた同一の性質の取引等に係る会計処理の原則及び手続きは、原則として申請等関係事務処理法人単位で統一するものとし、合理的な理由がない限り勘定ごとに異なる会計処理の原則及び手続きを通用することは認められない。

第99　法人単位財務諸表の体系及び様式

1　法人単位財務諸表の体系は、次のとおりである。(注68)

⑴　法人単位貸借対照表

⑵　法人単位損益計算書

⑶　法人単位キャッシュ・フロー計算書

⑷　法人単位行政サービス実施コスト計算書

⑸　法人単位附属明細書

1　地方独立行政法人制度においては、中期目標による運営・評価のシステムが導入されており、運営費交付金のルール設定等財務関係においても一の中期目標及びそれに基づく中期計画の期間を一つの区切りとしているところである。そのような地方独立行政法人においては、運営費交付金等をこの中期目標の期間の終了時に精算するという考え方に立っていることから、最終年度に損益計算上の利益が生じた場合であっても法第40条第３項の処理は行わないほか、目的積立金や前中期目標期間繰越積立金が使用されずに残っていた場合は、中期目標の期間の最後の事業年度の利益処分時において、積立金に振り替えることを要するものである。

2　法第40条第４項に基づいて積立金を次の中期目標の期間に繰り越すこととされている地方独立行政法人においては、利益の処分又は損失の処理に関する書類のほか、設立団体納付金の計算書の作成を要する。当該計算書においては、中期目標の期間の最後の事業年度に係る利益処分を行った後の積立金の総額並びにその処分先である設立団体納付金の額及び前中期目標期間繰越積立金として次の中期目標の期間に繰り越される金額を記載するものとする。

第93～第95　［同左］

［新設］